一般社団法人鹿児島県茶生産協会支部設置運営規程

（目　的）

第１条　この規程は、一般社団法人鹿児島県茶生産協会（以下「生産協会」という。）定款第３条に基づき、地区段階及び市町村段階における会員の連携協調、事業の円滑な推進を図るため、支部の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

（支部の設置）

第２条　生産協会は、地区ごとに地区支部、市町村ごとに市町村支部を置く。

２　地区支部及び市町村支部の設置については、会長が理事会に諮って決定する。

（支部の事業）

第３条　地区支部及び市町村支部は、第１条の目的達成のため次の事業を行う。

　(1)関係会員及び茶生産農家の茶業経営の改善向上に関すること。

　(2)関係地域内における本会の事務事業の推進に関すること。

　(3)その他目的達成に必要な事項。

（役　員）

第４条　地区支部及び市町村支部に、次の役員を置く。

　(1)支部長　　１人

　(2)副支部長　２人以内

２　役員は、関係会員の中から選任する。

３　役員の任期は２年とし、再選を妨げない。

（役員の職務）

第５条　支部長は、支部の会務を総括する。

２　副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代行する。

（事務局及び職員）

第６条　地区支部事務局は、その地域を管轄する地域振興局・支庁に、市町村支部事務局は、当該市町村役場等に置く。

２　地区支部及び市町村支部に、所要の職員を置く。

（支部の経費）

第７条　支部の運営に要する経費は、生産協会が予算の範囲内で交付する。

（附　則）

　地区支部及び市町村支部は、従前から組織されている各地区及び各市町村の茶業振興会等がその会務を代行することができるものとする。

　この場合において、第４条に規定する支部長は会長を、副支部長は副会長をもって充てる。

　この規程は、昭和59年4月5日から施行する。

　この規程は、平成19年12月19日から施行する。

　この規程は、平成25年1月4日から施行する。

　この規程は、平成30年５月18日から施行する。